



島根県報

平成19年12月21日(金)
号外第141号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

条 例

特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	(人 事 課)	11
知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	(")	11
職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	(")	11
執行機関である委員会の委員等の報酬の特例に関する条例	(")	12
職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	(")	12
職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例	(")	12
職員の自己啓発等休業に関する条例	(")	24
島根県行政機関等設置条例の一部を改正する条例	(")	27
島根県県税条例の一部を改正する条例	(税 務 課)	27
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(市 町 村 課)	27
公害に係る紛争処理の手續に要する費用等に関する条例の一部を改正する条例	(環 境 政 策 課)	35
島根県営住宅条例の一部を改正する条例	(建 築 住 宅 課)	35
島根県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	(病 院 局)	36
議会の議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例	(議 員 提 出)	36

公布された条例等のあらまし

特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(条例第70号)

1 条例の概要

知事等の退職手当を当分の間次の減額率により減額することとした。(附則第3項・附則第4項関係)

区 分	減 額 率
知 事	100分の10
副 知 事 出 納 長	100分の5(平成19年4月30日以後の在職月数に応じる分に限る。)

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第71号)

1 条例の概要

(1) 知事等の給与の減額率及び減額期間の改正

ア 減額率の改正(第1条-第4条関係)

区 分	改 正 前	改 正 後
知 事	100分の20	100分の25
副 知 事	100分の15	100分の20

常 勤 の 監 査 委 員 病 院 事 業 管 理 者 教 育 長	100分の15	100分の18
---	---------	---------

イ 減額期間の改正

平成23年度まで4年間延長することとした。(第1条関係)

(2) その他規定の整理

2 施行期日等

平成20年4月1日から施行し、平成20年4月分以後の給与について適用することとした。

職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第72号)

1 条例の概要

(1) 減額期間の改正

給与の減額期間を平成23年度まで4年間延長することとした。(第1条第1項関係)

(2) 管理職手当に係る減額率の改正(第1条第2項・第2条第2項関係)

区 分	改 正 前	改 正 後
部 次 長 級	100分の10	100分の25
課 長 級	100分の8	100分の20

2 施行期日等

平成20年4月1日から施行し、平成20年4月分以後の給与について適用することとした。

執行機関である委員会の委員等の報酬の特例に関する条例(条例第73号)

1 条例の概要

(1) 減額対象者及び減額率

減 額 対 象 者	減 額 率
教育委員会の委員(教育長に任命された委員を除く。)、選挙管理委員会の委員、人事委員会の委員、非常勤の監査委員、公安委員会の委員、労働委員会の委員、収用委員会の委員、海区漁業調整委員会の委員及び内水面漁場管理委員会の委員	100分の10

(2) 減額期間

平成20年4月1日から平成24年3月31日までとすることとした。

2 施行期日等

平成20年4月1日から施行し、平成20年4月分以後の報酬について適用することとした。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(条例第74号)

1 条例の概要

船員保険制度のうち雇用保険に相当する部分が雇用保険制度に統合されることに伴う改正規定等の施行期日の改正(附則第1項関係)

改 正 前	改 正 後
平成22年4月1日	日本年金機構法の施行の日

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例(条例第75号)

1 条例の概要

(1) 職員の育児休業等に関する条例の一部改正

ア 育児短時間勤務（任命権者の承認を受けて、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、当該子がその始期に達するまで、常時勤務を要する職を占めたまま、短時間勤務をすることをいう。以下同じ。）に関する次に掲げる事項について定めることとした。

イ 育児短時間勤務をすることができない職員（第8条関係）

ロ 育児短時間勤務の終了の日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情（第9条関係）

ハ 交替制等勤務職員に係る育児短時間勤務の勤務の形態（第10条関係）

ニ 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求に係る手続（第11条関係）

ホ 育児短時間勤務の承認の取消事由（第12条関係）

ヘ 育児短時間勤務をしている職員の給与の特例（第13条 - 第19条関係）

ト 育児短時間勤務をした職員の退職手当の取扱い（第20条関係）

チ 育児短時間勤務の承認が失効した場合等において、当該育児短時間勤務をしていた職員に引き続き当該育児短時間勤務と同一の勤務の日及び時間帯において常時勤務を要する職を占めたまま勤務すること（以下「育児短時間勤務の例による短時間勤務」という。）を命ずることができるやむを得ない事情（第21条関係）

リ 育児短時間勤務の例による短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合の職員への通知（第22条関係）

ル 育児短時間勤務の例による短時間勤務をしている職員へのイ及びロの準用（第23条関係）

イ 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員（育児短時間勤務をする職員の当該育児短時間勤務の期間における業務を処理するため採用された短時間勤務職員をいう。以下同じ。）の任期の更新に係る手続及び給与の特例について定めることとした。（第24条 - 第29条関係）

ウ 部分休業することができない職員に、育児短時間勤務をしている職員及び育児短時間勤務の例による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）を加えることとした。（第30条関係）

(2) 職員の勤務時間に関する条例の一部改正

ア 育児短時間勤務職員等の1週間当たりの勤務時間並びに週休日及び勤務時間の割振りは、短時間勤務の内容に従い、任命権者が定めることとした。（第2条第2項・第3条・第4条第2項関係）

イ 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員等の1週間当たりの勤務時間並びに週休日及び勤務時間の割振りは、任命権者が定めることとした。（第2条第4項・第3条・第4条第2項関係）

ウ 育児短時間勤務職員等には、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間における勤務を命ずることができることとした。（第7条関係）

(3) 職員の休日及び休暇に関する条例及び県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正

ア 育児短時間勤務職員等に付与される年次有給休暇は、その者の勤務時間を考慮して20日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数とすることとした。

イ 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員等に付与される私傷病による休暇については、延長はできないこととした。

(4) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正

裁量勤務を行う第1号任期付研究員が育児短時間勤務職員等である場合の勤務時間の算定について、所要の規定の整備を行うこととした。（第9条第2項関係）

- (5) 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部改正
 - (2)及び(3)に同じ。(第22条第2項 - 第4項・第22条の2・第22条の7関係)
- (6) 島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例及び島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

諸手当に関する規定の一部について、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員には適用しないこととした。
- (7) 次に掲げる条例の一部を改正することとした。
 - ア 職員の給与に関する条例
 - イ 職員の特殊勤務手当に関する条例
 - ウ 地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例
 - エ 県立学校の教育職員の給与に関する条例
- (8) その他規定の整理

2 施行期日

平成20年4月1日から施行することとした。

職員の自己啓発等休業に関する条例(条例第76号)

1 条例の概要

- (1) この条例は、職員の請求に基づく大学等課程の履修又は国際貢献活動のための休業(以下「自己啓発等休業」という。)の制度の実施に関し必要な事項を定めることとした。(第1条関係)
- (2) 任命権者は、在職期間が2年以上である職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、自己啓発等休業をすることを承認することができることとした。(第2条関係)
- (3) 自己啓発等休業の実施のため、次の事項を定めることとした。
 - ア 自己啓発等休業の期間(第3条関係)

大学等課程の履修のための休業にあつては2年(大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合は3年)、国際貢献活動のための休業にあつては3年を超えない範囲内の期間とすることとした。
 - イ 自己啓発等休業の対象となる大学等教育施設及び国際貢献活動(第4条・第5条関係)
 - ㊦ 学校教育法に規定する大学又は大学院
 - ㊧ 大学又は大学院に相当する教育を行う課程を置く教育施設
 - ㊨ ㊦及び㊧に掲げる教育施設に相当する外国の大学等
 - ㊩ 独立行政法人国際協力機構が行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動
 - ウ 自己啓発等休業の期間の延長(第7条関係)

特別な事情がある場合を除き1回に限ることとした。
 - エ 自己啓発等休業の承認の取消事由(第8条関係)
 - ㊦ 大学等課程を休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席していること又は参加している国際貢献活動の全部若しくは一部を行っていないこと。
 - ㊧ 大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生ずること。
- (4) 自己啓発等休業をした職員の職務復帰後における号給の調整及び退職手当の取扱いについて定めることとした。(第10条・第11条関係)
- (5) 次に掲げる条例の一部を改正することとした。
 - ア 島根県職員定数条例
 - イ 県立学校の職員定数条例
 - ウ 市町村立学校の教職員定数条例
 - エ 島根県地方警察職員定員条例

- オ 島根県企業局職員定数条例
- カ 島根県病院局職員定数条例
- キ 島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例
- ク 島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例

(6) その他所要の事項を定めることとした。

2 施行期日

平成20年4月1日から施行することとした。

島根県行政機関等設置条例の一部を改正する条例(条例第77号)

1 条例の概要

- (1) 東部福祉事務所を廃止することとした。(第4条関係)
- (2) 西部福祉事務所の位置を邑智郡川本町に、所管区域を邑智郡川本町及び同郡美郷町に改めることとした。(第4条関係)

2 施行期日

平成20年4月1日から施行することとした。

島根県県税条例の一部を改正する条例(条例第78号)

1 条例の概要

- (1) 自動車税の課税免除対象となる自動車の改正(第46条関係)

改 正 前	改 正 後
共同作業所を運営する事業を行う者が所有する自動車のうち、直接その本来の事業の用に供する自動車	社会福祉法人、公益法人又は特定非営利活動法人が生活介護、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援を行う事業又は地域活動支援センターを経営する事業において専ら利用者の移動又は原材料若しくは生製品の輸送の用に供する自動車

- (2) 引用する条項の整理

2 施行期日

1の(1)については平成20年4月1日から、1の(2)については公布の日から施行することとした。

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第79号)

1 条例の概要

- (1) 島根県ひとにやさしいまちづくり条例に基づく事務のうち、浜田市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、東出雲町、奥出雲町、斐川町、川本町、津和野町、吉賀町及び隠岐の島町に権限移譲しているものから、特定公共的施設(建築物に限る。)の新築等の届出の受理(浜田市、益田市、大田市及び安来市にあっては、県の建築主事がつかさざることとなる事務に係るものに限る。)を削除することとした。(第2条の表第8号関係)
- (2) 水道法に基づく事務のうち、次の事務を松江市、益田市及び川本町に権限移譲することとした。(第2条の表第11号関係)
 - ア 専用水道の布設工事の設計の適合性の確認
 - イ 専用水道の給水の開始前の届出等の受理
 - ウ 専用水道の水道施設の改善の指示
 - エ 専用水道の水道技術管理者に対する警告又は水道技術管理者の変更の勧告
 - オ 専用水道の設置者に対する給水停止の命令
 - カ 専用水道の設置者からの報告の徴収又は立入検査
- (3) 水道法に基づく事務のうち、次の事務を雲南市及び川本町に権限移譲することとした。(第2条の表第

11号関係)

- ア 簡易専用水道の設置者に対する清掃その他の必要な措置をとるべき旨の指示
- イ 簡易専用水道の設置者に対する給水停止の命令
- ウ 簡易専用水道の設置者からの報告の徴収又は立入検査

(4) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく事務のうち、市町村に権限移譲している鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的で鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をしようとする場合の許可について、ツキノワグマを除く鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可を市町村の権限とすることとした。(第2条の表第12号関係)

(5) 特定非営利活動法人に関する事務のうち、次の事務を浜田市、出雲市、益田市、大田市、江津市、飯南町、川本町、津和野町及び海士町に権限移譲することとした。(第2条の表第18号・第35号関係)

ア 特定非営利活動促進法に基づく事務

- ㊦ 設立の認証、認証の申請に係る公告及び関係書類の縦覧並びに不認証の通知
- ㊧ 登記の完了の届出の受理
- ㊨ 不正行為等の報告の受理
- ㊩ 役員の氏名等の変更の届出の受理
- ㊪ 定款の変更の認証及び軽微な事項に係る定款の変更の届出の受理
- ㊫ 事業報告書等の受理及び閲覧の実施
- ㊬ 仮理事及び特別代理人の選任
- ㊭ 解散の認定及び解散の届出の受理
- ㊮ 残余財産の国又は地方公共団体への譲渡の承認
- ㊯ 合併の認証
- ㊰ 清算人の氏名及び住所の届出並びに清算終了の届出の受理
- ㊱ 裁判所に対する意見の陳述及び調査
- ㊲ 法令違反等の疑いがある場合における報告の徴収、立入検査及び改善の命令
- ㊳ 設立の認証の取消し及び認証の取消しに係る聴聞審理を非公開とする理由を記載した書面の交付
- ㊴ 警察本部長の意見の聴取

イ 租税特別措置法施行令に基づく事務

特定非営利活動法人に法令違反等の疑いがあると認められる相当の理由がない旨の証明書の交付

(6) 土地区画整理法に基づく事務のうち、次の事務を雲南市に権限移譲することとした。(第2条の表第23号関係)

ア 個人施行者の土地区画整理事業の施行の認可、規準若しくは規約又は事業計画の変更の認可、廃止又は終了の認可等

- イ 土地区画整理組合の設立及び事業計画の認可、公告等
- ウ 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出の受理及び公告
- エ 土地区画整理組合の定款又は事業計画若しくは事業基本方針の変更の認可、公告等
- オ 土地区画整理組合の解散の認可及びその公告又は認可の取消しの公告
- カ 土地区画整理組合の決算報告書の承認
- キ 土地区画整理事業の施行地区内における建築行為等の許可、原状回復の命令、移転又は除却の命令、代執行及び代執行の公告等
- ク 個人施行者又は土地区画整理組合の換地計画の認可又は変更の認可
- ケ 個人施行者又は土地区画整理組合の換地処分の届出の受理及び公告
- コ 個人施行者又は土地区画整理組合の報告若しくは資料の徴収又は勧告、助言若しくは援助
- サ 個人施行者に対する検査、措置命令又は土地区画整理事業の施行の認可の取消し及びその公告

- シ 土地区画整理組合に対する検査、措置命令、設立の認可の取消しその他の監督
 - ス 個人施行者又は土地区画整理組合の土地区画整理事業の事業計画又はその変更についての島根県農業会議又は土地改良区からの意見の聴取
- (7) 土地区画整理法に基づく事務のうち、次の事務を松江市、益田市及び雲南市に権限移譲することとした。(第2条の表第23号関係)
- ア 土地区画整理組合の事業報告書、収支決算書及び財産目録の受理
 - イ 区画整理会社の土地区画整理事業の施行の認可、規準又は事業計画の変更の認可等
 - ウ 区画整理会社の合併又は土地区画整理事業の譲渡、廃止、終了等の認可
 - エ 区画整理会社の換地計画の認可又は変更の認可
 - オ 区画整理会社の換地処分の届出の受理及び公告
 - カ 区画整理会社の報告若しくは資料の徴収又は勧告、助言若しくは援助
 - キ 区画整理会社に対する検査、措置命令又は土地区画整理事業の施行の認可の取消し及びその公告
 - ク 区画整理会社の土地区画整理事業の事業計画又はその変更についての島根県農業会議又は土地改良区からの意見の聴取
- (8) 都市再開発法に基づく事務のうち、次の事務を益田市に権限移譲することとした。(第2条の表第24号関係)
- ア 個人施行者の第一種市街地再開発事業の施行の認可、規準若しくは規約又は事業計画の変更の認可、終了の認可等
 - イ 市街地再開発組合の設立及び事業計画の認可、公告等
 - ウ 市街地再開発組合の事業報告書、収支決算書及び財産目録の受理
 - エ 市街地再開発組合の理事長の氏名及び住所の届出の受理及び公告
 - オ 市街地再開発組合の定款又は事業計画若しくは事業基本方針の変更の認可、公告等
 - カ 市街地再開発組合の解散の認可及びその公告又は認可の取消しの公告
 - キ 市街地再開発組合の決算報告書の承認
 - ク 再開発会社の市街地再開発事業の施行の認可、規準又は事業計画の変更の認可等
 - ケ 再開発会社の合併若しくは分割又は市街地再開発事業の譲渡及び譲受の認可
 - コ 再開発会社の審査委員の選任の承認
 - サ 再開発会社の市街地再開発事業の終了の認可
 - シ 第一種市街地再開発事業の施行のための土地の立入り、試掘等の許可
 - ス 個人施行者、市街地再開発組合又は再開発会社の第一種市街地再開発事業の施行地区内における建築行為等の許可、原状回復の命令、移転又は除却の命令、代執行及び代執行の公告等
 - セ 個人施行者、市街地再開発組合又は再開発会社の市街地再開発事業の施行地区の権利変換計画の認可
 - ソ 個人施行者、市街地再開発組合又は再開発会社の第一種市街地再開発事業の施行地区内の土地若しくは物件の引渡し又は物件の移転の代執行等
 - タ 個人施行者、市街地再開発組合又は再開発会社の市街地再開発事業の施設建築物の特定建築者の承認等
 - チ 第一種市街地再開発事業の事業代行の開始、終了等の決定、公告等
 - ツ 個人施行者、市街地再開発組合又は再開発会社に対する報告若しくは資料の徴収、勧告、助言若しくは援助又は措置命令
 - テ 個人施行者に対する検査、措置命令又は第一種市街地再開発事業の施行の認可の取消し及びその公告
 - ト 市街地再開発組合に対する検査、措置命令、設立の認可の取消しその他の監督
 - ナ 再開発会社に対する検査、処分の取消し、変更若しくは停止、工事の中止若しくは変更その他措置命令又は市街地再開発事業の施行の認可の取消し及びその公告

- (9) 児童福祉法に基づく事務のうち、次の事務を松江市、雲南市及び海士町に権限移譲することとした（雲南市にあっては児童厚生施設に係るものに限り、海士町にあっては公立の保育所に係るものを除く。）。（第2条の表第28号関係）
- ア 児童福祉施設（保育所及び児童厚生施設に限る。以下同じ。）の設置、廃止、休止又は変更の認可、承認又は届出の受理
 - イ 児童福祉施設に対する報告の徴収、質問又は立入検査
 - ウ 児童福祉施設の設置者等に対する改善の勧告又は命令及び事業の停止の命令
 - エ 私立の児童福祉施設の設置の認可の取消し
- (10) 児童福祉法に基づく事務のうち、次の事務を松江市及び海士町に権限移譲することとした。（第2条の表第28号関係）
- ア 認可外保育施設に対する報告の徴収又は立入調査
 - イ 認可外保育施設の設置者に対する改善その他の勧告及び勧告に従わなかった旨の公表
 - ウ 認可外保育施設に対する事業の停止又は施設の閉鎖の命令
 - エ 認可外保育施設の事業開始等の届出の受理及び届出に係る事項の通知
 - オ 認可外保育施設の運営の状況の報告の受理、通知及び公表
- (11) 森林法に基づく民有林の開発行為の許可及び監督処分（面積が5ヘクタールを超えないものに限る。）を雲南市及び津和野町に権限移譲することとした。（第2条の表第30号関係）
- (12) 農地法に基づく事務のうち、次の事務を川本町に権限移譲することとした。（第2条の表第31号関係）
- ア 農地の転用の許可（面積が2ヘクタールを超えないものに限る。イにおいて同じ。）
 - イ 農地又は採草放牧地の転用のための権利の設定又は移転の許可
 - ウ 立入調査、測量又は物件の除去若しくは移転
 - エ 島根県農業会議又は農業委員会からの報告の徴収
 - オ 違反転用に対する監督処分
- (13) 次の事務を益田市及び安来市に権限移譲することとした。（第2条の表第32号・第33号関係）
- ア 身体障害者福祉法に基づく身体障害者相談員の委託
 - イ 知的障害者福祉法に基づく知的障害者相談員の委託
- (14) 旅券法に基づく事務のうち、一般旅券の発給の申請の受理、交付等の事務（急を要する場合その他の規則で定める場合に係るものを除く。）を浜田市、出雲市、益田市、江津市、飯南町、津和野町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫村及び隠岐の島町に権限移譲することとした。（第2条の表第36号関係）
- (15) 社会福祉法に基づく事務のうち、放課後児童健全育成事業（第二種社会福祉事業に該当するものに限る。）の開始、変更又は廃止の届出の受理を松江市、出雲市、雲南市及び海士町に権限移譲することとした。（第2条の表第37号関係）
- (16) 社会福祉法に基づく事務のうち、次の事務を松江市に権限移譲することとした。（第2条の表第37号関係）
- ア 社会福祉法人（保育所を経営する事業のみを行うものに限る。以下同じ。）の定款の認可等
 - イ 社会福祉法人の監事からの報告の受理
 - ウ 社会福祉法人の仮理事及び特別代理人の選任
 - エ 社会福祉法人の解散又は合併の認可、認定等
 - オ 社会福祉法人の事業の概要等の届出の受理、業務状況等の報告の徴収又は検査
 - カ 社会福祉法人に対する措置命令、業務の全部又は一部の停止命令、役員解職の勧告及び弁明の機会付与並びに解散命令
 - キ 社会福祉事業の経営者に対する経営の制限、停止の命令又は認可の取消し（社会福祉法人に係るものに限る。クにおいて同じ。）

ク 社会福祉事業を営み、又は営もうとする者に対する寄附金の募集の許可、当該許可に係る条件の付与及び当該募集の結果の報告の受理

(17) 農業協同組合法に基づく事務のうち、次の事務を飯南町に権限移譲することとした。(第2条の表第38号関係)

ア 農事組合法人の定款の変更、成立、解散、合併等の届出の受理

イ 農事組合法人の仮理事の選任

ウ 農事組合法人の解散及び清算の際の裁判所に対する意見の陳述及び調査

エ 農事組合法人の解散の登記の嘱託

オ 農事組合法人に対する報告の徴収、資料の提出の命令、業務又は会計の状況の検査及び措置命令その他の命令

(18) 商工会議所法に基づく事務のうち、次の事務を出雲市及び益田市に権限移譲することとした。(第2条の表第39号関係)

ア 特定商工業者の該当基準の許可

イ 商工業者法定台帳の作成期間の延長

ウ 特定商工業者に対する負担金の賦課の許可

エ 商工会議所の定款の変更の認可

オ 商工会議所に対する報告の徴収、検査その他の監督

(19) 商工会法に基づく事務のうち、次の事務を出雲市に権限移譲することとした。(第2条の表第40号関係)

ア 商工会の設立の認可

イ 商工会の臨時総会の招集の承認

ウ 商工会の定款の変更の認可

エ 商工会に対する決算関係書類の受理、報告の徴収、立入検査その他の監督

オ 商工会の解散の届出の受理、合併の認可等

(20) 引用する条項の整理

2 施行期日

平成20年4月1日から施行することとした。ただし、1の(1)及び(20)については公布の日から、1の(12)及び(14)(浜田市、益田市、江津市、津和野町及び吉賀町に係る部分に限る。)については平成20年10月1日から施行することとした。

公害に係る紛争処理の手續に要する費用等に関する条例の一部を改正する条例(条例第80号)

1 条例の概要

調停が打ち切られ、又は打ち切られたものとみなされた事件につきなされた仲裁の申請に係る手数料については、調停の際納めた手数料の額を控除した額とすることとした。(第3条第1項関係)

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

島根県営住宅条例の一部を改正する条例(条例第81号)

1 条例の概要

(1) 県営住宅における暴力団員の排除に係る規定の整備

ア 入居者は、その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員でない者でなければならないことを明記することとした。(第6条第1項関係)

イ 入居者が死亡し、又は退去した場合において、入居の承継の承認を受けようとする者が暴力団員であるとき(同居する者が該当する場合を含む。)は、承認をしてはならないことを明記することとした。

(第11条第5項関係)

ウ 入居者が入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとする場合において、入居者が同居させようとする者が暴力団員であるときは、同居の承認をしてはならないことを明記することとした。(第22条第2項関係)

エ 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したときは、明渡請求事由となることとする事とした。(第30条第1項関係)

オ エの事由により明渡しを請求したときは、請求の日の翌日から明渡しを行う日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができることとする事とした。(第30条第4項関係)

カ 入居者駐車場を使用する者は、エの事由に該当しない者でなければならないこととする事とした。(第48条第1項関係)

(2) 県営住宅の設置を定めた別表に次の団地を加えることとした。(別表関係)

団地の名称	所在地
江津中央団地	江津市

2 施行期日

公布の日から施行することとした。ただし、1の(2)については、規則で定める日から施行することとした。

島根県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(条例第82号)

1 条例の概要

県立湖陵病院の経営の基本に関する事項の改正(別表関係)

	改正前	改正後
名 称	島根県立湖陵病院	島根県立こころの医療センター
診 療 科 目	精神神経科	精神科、神経内科、心療内科
病 床 数	精神病床 258	精神病床 242

2 施行期日

平成20年2月1日から施行することとした。

議会の議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第83号)

1 条例の概要

改正前	改正後
(1) 減額の期間 平成16年4月1日から 平成20年3月31日までの間	(1) 減額の期間 平成16年4月1日から 平成21年3月31日までの間
(2) 減額率 議長 20パーセント 副議長及び議員 15パーセント	(2) 減額率 同左

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

条 例

特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年12月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第70号

特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の退職手当に関する条例（平成元年島根県条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 2 項を加える。

（退職手当の額の特例）

- 3 特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成19年島根県条例第70号）の施行の日から当分の間、知事、副知事及び出納長の退職手当の額は、第 3 条の規定にかかわらず、同条の規定による退職手当の額から、当該額に、知事にあっては100分の10を、副知事及び出納長にあっては100分の 5 を、それぞれ乗じて得た額を減じた額とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、平成19年 4 月30日（以下「基準日」という。）の前日に現に在職する副知事及び出納長の退職手当の額は、第 3 条の規定による退職手当の額から、退職の日におけるその者の給料月額に、基準日から退職した日までの月数（1 月未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た額に、同条第 2 号又は第 3 号に掲げる職の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の 5 を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年12月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第71号

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与の特例に関する条例（平成15年島根県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「平成20年 3 月31日」を「平成24年 3 月31日」に、「100分の20」を「100分の25」に改める。

第 2 条の見出し中「、出納長」を削り、同条中「、出納長」を削り、「100分の15を」を「、副知事にあっては100分の20を、常勤の監査委員にあっては100分の18を、それぞれ」に改める。

第 3 条中「平成20年 3 月31日」を「平成24年 3 月31日」に、「100分の15」を「100分の18」に改める。

第 4 条中「100分の15」を「100分の18」に改める。

附 則

この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行し、この条例による改正後の知事等の給与の特例に関する条例の規定は、平成20年 4 月分以後の給与について適用する。

職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年12月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第72号

職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与の特例に関する条例（平成15年島根県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「平成20年3月31日」を「平成24年3月31日」に改め、同条第2項中「前項各号（第3号を除く。）」を「次の各号」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 100分の25
- (2) 前項第2号に掲げる職員 100分の20

第2条第2項中「に前項第1号に定める割合」を「から当該額に100分の20」に改める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行し、この条例による改正後の職員の給与の特例に関する条例の規定は、平成20年4月分以後の給与について適用する。

執行機関である委員会の委員等の報酬の特例に関する条例をここに公布する。

平成19年12月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第73号

執行機関である委員会の委員等の報酬の特例に関する条例

執行機関である委員会の委員（教育長に任命された教育委員会の委員を除く。）及び非常勤の監査委員の報酬の額は、平成20年4月1日から平成24年3月31日までの間において、非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例（昭和27年島根県条例第38号）第2条の規定にかかわらず、同条に定める額から当該額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行し、平成20年4月分以後の報酬について適用する。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年12月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第74号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成19年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。
附則第1項ただし書中「平成22年4月1日」を「日本年金機構法（平成19年法律第109号）の施行の日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年12月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第75号

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第1条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年島根県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第8条」の次に「、第10条第1項及び第2項、第14条、第15条、第17条、第18条第3項」を、「規定」の

次に「（育児休業法第5条第2項の規定にあっては育児休業法第12条において、育児休業法第10条第2項の規定にあっては育児休業法第11条第2項において、育児休業法第14条及び第15条の規定にあっては育児休業法第17条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）」を加え、「同法」を「育児休業法」に改める。

第5条の3第1項中「及び県教育委員会規則」を削る。

第12条中「又は県教育委員会規則」を削り、同条を第34条とする。

第11条を第33条とする。

第10条中「県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年島根県条例第6号。以下「県立学校教育職員の給与条例」という。）」を「県立学校教育職員の給与条例」に、「市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和29年島根県条例第7号。以下「市町村立学校教職員の給与条例」という。）」を「市町村立学校教職員の給与条例」に改め、同条を第32条とする。

第9条を第31条とする。

第8条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

第8条を第30条とし、第7条の次に次の22条を加える。

（育児短時間勤務をすることができない職員）

第8条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的に任用される職員
- (3) 任期付採用職員
- (4) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員
- (5) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をすることにより養育しようとする子について、配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている職員
- (6) 前号に掲げる職員のほか、職員が育児短時間勤務をすることにより養育しようとする時間において、育児短時間勤務をすることにより養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員

（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情）

第9条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 育児短時間勤務をしている職員が産前の休業を始め若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第12条第2号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。
- (2) 育児短時間勤務をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。
- (3) 育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。
- (4) 育児短時間勤務の承認が、第12条第3号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。
- (5) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、当該育児短時間勤務をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会規則で定める方法により養育したこと（当該職員が、当該育児短時間勤務の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

(6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態)

第10条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める勤務の形態(勤務日が引き続き人事委員会規則で定める日数を超えず、かつ、1回の勤務が人事委員会規則で定める時間を超えないものに限る。)であって、同項第1号から第4号までのいずれにも該当しないものとする。

(1) 職員の勤務時間に関する条例(昭和27年島根県条例第9号)第4条第1項又は市町村立学校の教職員の給与等に関する条例(昭和29年島根県条例第7号。以下「市町村立学校教職員の給与条例」という。)第22条の3の規定の適用を受ける職員(以下この条において「交替制等勤務職員」という。)のうち、次号に規定する職員以外の者に次に掲げる勤務の形態

ア 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が20時間、24時間又は25時間となるように勤務すること。

イ 4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が20時間、24時間又は25時間となるように勤務すること。

(2) 交替制等勤務職員のうち、船舶に乗り組む者 次に掲げる勤務の形態

ア 前号ア又はイに掲げる勤務の形態

イ 52週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合の日を週休日とし、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、及び当該期間につき1週間当たりの勤務時間が20時間、24時間又は25時間となるように、かつ、毎4週間につき1週間当たりの勤務時間が42時間を超えないように勤務すること。

(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)

第11条 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、人事委員会規則で定める育児短時間勤務承認請求書により、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の1月前までに行うものとする。

(育児短時間勤務の承認の取消事由)

第12条 育児休業法第12条において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 職員が育児短時間勤務により養育している子を、当該育児短時間勤務をすることにより養育している時間に、当該職員以外の当該子の親が養育することができることとなったとき。

(2) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。

(3) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。

(育児短時間勤務をしている職員についての職員の給与条例の特例)

第13条 育児短時間勤務をしている職員についての職員の給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる職員の給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第4条第3項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする
第4条第4項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第4条第6項	決定するものとする	決定するものとし、その者の給料月額、その者の受ける号

		給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第 4 条第11項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする
第10条第 2 項第 2 号	再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第110号）第10条第 1 項に規定する育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）
第13条第 1 項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員が、第 1 号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が 8 時間に達するまでの間の勤務にあつては、同項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする
第15条の 5 第 4 項	給料	給料の月額を算出率で除して得た額
第15条の 5 第 5 項 及び第15条の 8 第 4 項	給料の月額	給料の月額を算出率で除して得た額
第15条の 5 第 5 項	給料月額	給料月額を算出率で除して得た額

（育児短時間勤務をしている職員についての県立学校教育職員の給与条例の特例）

第14条 育児短時間勤務をしている職員についての県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年島根県条例第 6 号。以下「県立学校教育職員の給与条例」という。）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる県立学校教育職員の給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 6 条第 1 項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第 6 条第 2 項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第11条第 2 項	決定するものとする	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第12条第 1 項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする
第20条第 2 項第 2 号	再任用短時間勤務教育職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第110号）第10条第 1 項に規定する育児短時間勤務をしている教育職員
第24条第 4 項	給料	給料の月額を算出率で除して得た額
第24条第 5 項及び 第25条第 3 項	給料の月額	給料の月額を算出率で除して得た額
第24条第 5 項	給料月額	給料月額を算出率で除して得た額

（育児短時間勤務をしている職員についての市町村立学校教職員の給与条例の特例）

第15条 育児短時間勤務をしている職員についての市町村立学校教職員の給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる市町村立学校教職員の給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句

とする。

第7条第1項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、第22条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第7条第2項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第12条第2項	決定するものとする	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第12条の2第1項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする
第18条第2項第2号	再任用短時間勤務教職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている教職員（以下「育児短時間勤務教職員」という。）
第19条の5第1項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務教職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が8時間に達するまでの間の勤務にあっては、同項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする

（育児短時間勤務をしている職員についての職員の特殊勤務手当条例の特例）

第16条 育児短時間勤務をしている職員についての職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和46年島根県条例第5号。以下「職員の特殊勤務手当条例」という。）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる職員の特殊勤務手当条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第39条の2	地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）
	第2条第3項	第2条第2項
第40条第2項	再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員

（育児短時間勤務をしている職員についての警察職員の特殊勤務手当条例の特例）

第17条 育児短時間勤務をしている職員についての地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和49年島根県条例第9号。以下「警察職員の特殊勤務手当条例」という。）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる警察職員の特殊勤務手当条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第21条の2	地方公務員法（昭和25年法律	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110
--------	----------------	------------------------------

	第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)	号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)
	第2条第3項	第2条第2項
第23条第2項及び第5項	再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員

(育児短時間勤務をしている職員についての一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の特例)

第18条 育児短時間勤務をしている職員についての一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成15年島根県条例第7号)の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第5条第3項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、職員の勤務時間に関する条例(昭和27年島根県条例第9号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(次項において「算出率」という。)を乗じて得た額とする
第5条第4項	922,000円と	922,000円にそれぞれ算出率を乗じて得た額と
第9条第1項	職員の勤務時間に関する条例(昭和27年島根県条例第9号。以下「勤務時間条例」という。)	勤務時間条例

(育児短時間勤務をしている職員についての一般職の任期付職員の採用等に関する条例の特例)

第19条 育児短時間勤務をしている職員についての一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年島根県条例第8号)の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第4条第2項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、職員の勤務時間に関する条例(昭和27年島根県条例第9号)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(次項において「算出率」という。)を乗じて得た額とする
第4条第3項	922,000円と	922,000円にそれぞれ算出率を乗じて得た額と

(育児短時間勤務をした職員の退職手当の取扱い)

第20条 職員の退職手当に関する条例第4条の9第1項及び第5条第4項の規定の適用については、育児短時間勤務をした期間は、同条例第4条の9第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとみな

す。

2 育児短時間勤務をした期間についての職員の退職手当に関する条例第 5 条第 4 項の規定の適用については、同項中「その月数の 2 分の 1 に相当する月数」とあるのは、「その月数の 3 分の 1 に相当する月数」とする。

3 育児短時間勤務の期間中の職員の退職手当に関する条例の規定による退職手当の計算の基礎となる給料月額、育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき給料月額とする。

(育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情)

第21条 育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 過員を生ずること。

(2) 当該育児短時間勤務に伴い任用されている育児休業法第18条第 1 項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員(以下「育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」という。)を育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員として引き続き任用しておくことができないこと。

(育児休業法第17条の規定による短時間勤務に係る職員への通知)

第22条 任命権者は、育児休業法第17条の規定による短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合には、職員に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員についての給与の特例)

第23条 第13条から第20条までの規定は、育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員について準用する。

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての職員の給与条例の特例)

第24条 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての職員の給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる職員の給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 4 条第 3 項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第 2 条第 4 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする
第 4 条第 4 項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第 4 条第 6 項	決定するものとする	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第10条第 2 項第 2 号	再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第110号)第18条第 1 項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員(以下「育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」という。)
第13条第 1 項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員が、第 1 号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が 8 時間に達するまでの間の勤務にあっては、同項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額とする
第15条の11第 2 項及び第17条	再任用職員	育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての県立学校教育職員の給与条例の特例)

第25条 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての県立学校教育職員の給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる県立学校教育職員の給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第6条第1項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする
第6条第2項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第11条第2項	決定するものとする	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第20条第2項第2号	再任用短時間勤務教育職員	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員(以下「育児短時間勤務に伴う短時間勤務教育職員」という。)
第26条の2	再任用教育職員	育児短時間勤務に伴う短時間勤務教育職員

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての市町村立学校教職員の給与条例の特例)

第26条 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての市町村立学校教職員の給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる市町村立学校教職員の給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第7条第1項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、第22条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする
第7条第2項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第12条第2項	決定するものとする	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第18条第2項第2号	再任用短時間勤務教職員	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員(以下「育児短時間勤務に伴う短時間勤務教職員」という。)
第19条の5第1項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務に伴う短時間勤務教職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が8時間に達するまでの間の勤務にあっては、同項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額とする

第20条の3	再任用教職員	育児短時間勤務に伴う短時間勤務教職員
--------	--------	--------------------

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての職員の特殊勤務手当条例の特例)

第27条 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての職員の特殊勤務手当条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる職員の特殊勤務手当条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第39条の2	地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員（以下「育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」という。）
	第2条第3項	第2条第4項
第40条第2項	再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての警察職員の特殊勤務手当条例の特例)

第28条 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての警察職員の特殊勤務手当条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる警察職員の特殊勤務手当条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第21条の2	地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員（以下「育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」という。）
	第2条第3項	第2条第4項
第23条第2項及び第5項	再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る任期の更新)

第29条 第5条の2第2項の規定は、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任期の更新について準用する。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条の2中「法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「再任用職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」に、「第2条第2項」を「第2条第3項」に改める。

(職員の勤務時間に関する条例の一部改正)

第3条 職員の勤務時間に関する条例（昭和27年島根県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「前2項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員（以下「育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり32時間までの範囲内で、任命権者が定める。

第2条第1項の次に次の1項を加える。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の1週間当たりの勤務時間は、前項の規定にかかわらず、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、任命権者が定める。

第3条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

第3条第2項ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき8時間を超えない範囲で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」に改める。

第4条第2項中「8日（再任用短時間勤務職員にあっては、8日以上）の週休日」を「8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあっては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員にあっては8日以上）の週休日」に改め、同項ただし書中「事由により、4週間ごとの期間につき8日（再任用短時間勤務職員にあっては、8日以上）」を「事由（育児短時間勤務職員等にあっては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員にあっては、8日以上）」に、「週休日を設ける場合」を「週休日（育児短時間勤務職員等にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合」に改める。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。

第7条第2項に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

第9条中「及び再任用短時間勤務職員」を「並びに育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」に改める。

（職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正）

第4条 職員の休日及び休暇に関する条例（昭和27年島根県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）で法第28条の

5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）及び同法第18条第1項の規定により採用された職員（以下「育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」という。）に改める。

第7条第2項中「法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）」を「再任用職員及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」に改める。

第13条中「再任用職員」の次に「、育児短時間勤務職員等及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」を加える。
（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第5条 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和46年島根県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第39条の2中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」に、「第2条第2項」を「第2条第3項」に改める。

（地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第6条 地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和49年島根県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第21条の2中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」に、「第2条第2項」を「第2条第3項」に改める。

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第7条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年島根県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「5日間において」を「5日間（当該第1号任期付研究員が地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下この項において「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）である場合にあっては、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従った週休日（勤務時間条例第3条第1項に規定する週休日をいう。）以外の日）において」に、「8時間の勤務時間を」を「8時間の勤務時間（育児短時間勤務職員等については、当該育児短時間勤務等の内容に従った勤務時間）を」に改める。

（島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第8条 島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年島根県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「占める職員」を「占めるもの」に改める。

第23条第2項中「又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「、第28条の6第1項若しくは第2項又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第18条第1項」に改める。

第27条中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）」を「育児休業法」に改める。

（県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部改正）

第9条 県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年島根県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める教育職員」を「再任用教育職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」に、「第2条第2項」を「第2条第3項」に改める。

（市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部改正）

第10条 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和29年島根県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第12条の2第2項中「地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める教職員」を「再任用教職員で地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」に、「第22条第2項」を「第22条第3項」に改める。

第22条第3項中「前2項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された教職員（以下「育児短時間勤務に伴う短時間勤務教職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり32時間までの範囲内で、教育委員会が定める。

第22条第1項の次に次の1項を加える。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた教職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった教職員を含む。以下「育児短時間勤務教職員等」という。）の1週間当たりの勤務時間は、前項の規定にかかわらず、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった教職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、教育委員会が定める。

第22条の2第1項ただし書を次のように改める。

ただし、教育委員会は、育児短時間勤務教職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務教職員及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務教職員については、日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

第22条の2第2項ただし書中「再任用短時間勤務教職員」を「育児短時間勤務教職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき8時間を超えない範囲で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務教職員及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務教職員」に改める。

第22条の3中「事由により」を「事由（育児短時間勤務教職員等にあっては、当該育児短時間勤務等の内容）により」に、「週休日を」を「週休日（育児短時間勤務教職員等にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を」に改める。

第22条の7第1項に次のただし書を加える。

ただし、当該教職員が育児短時間勤務教職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として教育委員会規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。

第22条の7第2項に次のただし書を加える。

ただし、当該教職員が育児短時間勤務教職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として教育委員会規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

（県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正）

第11条 県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例（昭和31年島根県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める教育職員」を「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された教育職員（以下「再任用教育職員」という。）で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた教育職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった教育職員を含む。）及び同法第18条第1項の規定により採用された教育職員（以下「育児短時間勤務に伴う短時間勤務教育職員」という。）」に改める。

第8条第2項中「法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された教育職員」を「再任用教育職員及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務教育職員」に改める。

（島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第12条 島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年島根県条例第59号）の一部を次のように改正す

る。

第2条第1項中「企業職員」を「企業局職員」に改める。

第17条の3第2項中「又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「、第28条の6第1項若しくは第2項又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第18条第1項」に改める。

第21条中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）」を「育児休業法」に改める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

職員の自己啓発等休業に関する条例をここに公布する。

平成19年12月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第76号

職員の自己啓発等休業に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の5第1項、第5項及び第6項の規定に基づき、職員の自己啓発等休業（同条第1項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（自己啓発等休業の承認）

第2条 任命権者は、職員としての在職期間が2年以上である職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、大学等課程の履修（法第26条の5第1項に規定する大学等課程の履修をいう。以下同じ。）又は国際貢献活動（同項に規定する国際貢献活動をいう。以下同じ。）のための休業をすることを承認することができる。

（自己啓発等休業の期間）

第3条 法第26条の5第1項の条例で定める期間は、大学等課程の履修のための休業にあっては2年（大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合として人事委員会規則で定める場合は、3年）、国際貢献活動のための休業にあっては3年を超えない範囲内の期間とする。

（大学等教育施設）

第4条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学（当該大学に置かれる同法第91条に規定する専攻科及び同法第97条に規定する大学院を含む。）
- (2) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって同法第104条第4項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）
- (3) 前2号に掲げる教育施設に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、任命権者が公務に関する能力の向上に資すると認める教育施設

（奉仕活動）

第5条 法第26条の5第1項の条例で定める奉仕活動は、独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第3号の規定に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。）とする。

（自己啓発等休業の承認の申請）

第6条 自己啓発等休業の承認の申請は、自己啓発等休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容を明らかにしてしなければならない。

(自己啓発等休業の期間の延長)

第7条 自己啓発等休業をしている職員は、当該自己啓発等休業を開始した日から引き続き自己啓発等休業をしようとする期間が第3条に規定する休業の期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、自己啓発等休業の期間の延長を申請することができる。

- 2 自己啓発等休業の期間の延長は、人事委員会規則で定める特別の事情がある場合を除き、1回に限るものとする。
- 3 第2条の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の承認について準用する。

(自己啓発等休業の承認の取消事由)

第8条 法第26条の5第5項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 自己啓発等休業をしている職員が、正当な理由なく、その者が在学している課程を休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席していること又はその者が参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていないこと。
- (2) 自己啓発等休業をしている職員が、その者が在学している課程を休学し、停学にされ、又はその授業を欠席していること、その者が参加している奉仕活動の全部又は一部を行っていないことその他の事情により、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生ずること。

(報告等)

第9条 自己啓発等休業をしている職員は、任命権者から求められた場合のほか、次に掲げる場合には、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について任命権者に報告しなければならない。

- (1) 当該職員が、その申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた場合
 - (2) 当該職員が、その在学している課程を休学し、停学にされ、若しくはその授業を欠席している場合又はその参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていない場合
 - (3) 当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じている場合
- 2 任命権者は、自己啓発等休業をしている職員から前項の報告を求めるほか、当該職員と定期的に連絡を取ることに
り、十分な意思疎通を図るものとする。

(職務復帰後における号給の調整)

第10条 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該自己啓発等休業の期間のうち、職員としての職務に特に有用であると認められるものにあつては100分の100以下、それ以外のものにあつては100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として人事委員会規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(退職手当の取扱い)

第11条 職員の退職手当に関する条例(昭和29年島根県条例第8号)第4条の9第1項及び第5条第4項の規定の適用については、自己啓発等休業をした期間は、同条例第4条の9第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

- 2 自己啓発等休業をした期間についての職員の退職手当に関する条例第5条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数(地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数)」とあるのは、「その月数(地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業の期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の人事委員会規則で定める要件に該当する場合については、その月数の2分の1に相当する月数)」とする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(島根県職員定数条例の一部改正)

- 2 島根県職員定数条例(昭和28年島根県条例第4号)の一部を次のように改正する。

第3条中第8号を第9号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 職員の自己啓発等休業に関する条例(平成19年島根県条例第76号)第2条の規定により、任命権者の承認を受けて自己啓発等休業をしている職員

(県立学校の職員定数条例の一部改正)

- 3 県立学校の職員定数条例(昭和31年島根県条例第35号)の一部を次のように改正する。

第3条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 職員の自己啓発等休業に関する条例(平成19年島根県条例第76号)第2条の規定により、任命権者の承認を受けて自己啓発等休業をしている職員

(市町村立学校の教職員定数条例の一部改正)

- 4 市町村立学校の教職員定数条例(昭和31年島根県条例第37号)の一部を次のように改正する。

第3条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 職員の自己啓発等休業に関する条例(平成19年島根県条例第76号)第2条の規定により、任命権者の承認を受けて自己啓発等休業をしている教職員

(島根県地方警察職員定員条例の一部改正)

- 5 島根県地方警察職員定員条例(昭和32年島根県条例第14号)の一部を次のように改正する。

第3条中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 職員の自己啓発等休業に関する条例(平成19年島根県条例第76号)第2条の規定により、任命権者の承認を受けて自己啓発等休業をしている職員

(島根県企業局職員定数条例の一部改正)

- 6 島根県企業局職員定数条例(平成19年島根県条例第20号)の一部を次のように改正する。

第3条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 職員の自己啓発等休業に関する条例(平成19年島根県条例第76号)第2条の規定により、管理者の承認を受けて自己啓発等休業をしている職員

(島根県病院局職員定数条例の一部改正)

- 7 島根県病院局職員定数条例(平成19年島根県条例第21号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 職員の自己啓発等休業に関する条例(平成19年島根県条例第76号)第2条の規定により、病院事業管理者の承認を受けて自己啓発等休業をしている職員

(島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

- 8 島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年島根県条例第59号)の一部を次のように改正する。

第23条を第24条とし、第22条を第23条とし、第21条の次に次の1条を加える。

(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)

第22条 職員の自己啓発等休業に関する条例(平成19年島根県条例第76号)第2条の承認を受けた職員には、自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

(島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

- 9 島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成19年島根県条例第29号)の一部を次のように改正する。

第29条を第30条とし、第28条を第29条とし、第27条の次に次の1条を加える。

(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)

第28条 職員の自己啓発等休業に関する条例(平成19年島根県条例第76号)第2条の承認を受けた職員には、自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

島根県行政機関等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年12月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第77号

島根県行政機関等設置条例の一部を改正する条例

島根県行政機関等設置条例（昭和52年島根県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条の表東部福祉事務所の項を削り、同表西部福祉事務所の項を次のように改める。

西部福祉事務所	邑智郡川本町	邑智郡川本町、邑智郡美郷町
---------	--------	---------------

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際知事若しくは東部福祉事務所若しくは西部福祉事務所の長（以下「知事等」という。）がした処分その他の行為で現に効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に知事等に対してされた申請その他の行為で、施行日以後においては簸川郡斐川町、邑智郡邑南町、鹿足郡津和野町若しくは同郡吉賀町の長又はこれらの町の福祉事務所の長（以下「町長等」という。）が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、それぞれ当該町長等がした処分その他の行為又は当該町長等に対してされた申請その他の行為とみなす。

島根県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年12月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第78号

島根県県税条例の一部を改正する条例

島根県県税条例（昭和51年島根県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「第72条の2第9項第1号」を「第72条の2第10項第1号」に改める。

第46条第8号中「供する自動車」の次に「（次号に規定する自動車を除く。）」を加え、同条第9号を次のように改める。

(9) 社会福祉法人、民法第34条に規定する公益法人又は特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人が所有する自動車のうち、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第6項に規定する生活介護、同条第13項に規定する自立訓練、同条第14項に規定する就労移行支援若しくは同条第15項に規定する就労継続支援を行う事業又は同条第21項に規定する地域活動支援センターを経営する事業において、専ら利用者の移動又は原材料若しくは生産品の輸送の用に供する自動車

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第19条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年12月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第79号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条の表第8号右欄中「のうち、(1)、(3)及び(4)に係るもの」及び「、(2)に係るもの」にあっては松江市、浜田市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、東出雲町、奥出雲町、斐川町、川本町、津和野町、吉賀町及び隠岐の島町（以下「都市計画区域所在一部市町」という。）を削り、「あっては都市計画区域所在一部市町」を「あっては松江市、浜田市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、東出雲町、奥出雲町、斐川町、川本町、津和野町、吉賀町及び隠岐の島町（以下「都市計画区域所在一部市町」という。）」に改め、同表第11号左欄の(3)中「規定による」の次に「簡易専用水道の設置者からの」を加え、同欄の(3)を同欄の(12)とし、同欄の(2)を削り、同欄の(1)中「規定による」の次に「簡易専用水道の設置者に対する清掃その他の」を加え、同欄中(1)を(9)とし、(9)の次に次のように加える。

(10) 法第37条の規定による専用水道又は簡易専用水道の設置者に対する給水停止の命令

(11) 法第39条第2項の規定による専用水道の設置者からの報告の徴収又は立入検査

第2条の表第11号左欄に(1)から(8)までとして次のように加える。

(1) 法第32条の規定による専用水道の布設工事の設計が施設基準に適合することについての確認

(2) 法第33条第1項の規定による専用水道の布設工事の設計に係る確認の申請書の受理

(3) 法第33条第3項の規定による申請書の記載事項の変更の届出の受理

(4) 法第33条第5項の規定による施設基準に適合することの確認等の通知

(5) 法第34条第1項において読み替えて準用する法第13条第1項の規定による専用水道の給水の開始前の届出の受理

(6) 法第34条第1項において準用する法第24条の3第2項の規定による業務の委託に係る届出の受理

(7) 法第36条第1項の規定による専用水道の水道施設の改善の指示

(8) 法第36条第2項の規定による専用水道の水道技術管理者に対する警告又は設置者に対する水道技術管理者の変更の勧告

第2条の表第11号右欄を次のように改める。

(1)から(8)まで及び(11)に係る事務並びに(10)に係る事務（専用水道に係るものに限る。）にあっては松江市、益田市及び川本町、(9)及び(12)に係る事務並びに(10)に係る事務（簡易専用水道に係るものに限る。）にあっては松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、江津市、雲南市及び川本町

第2条の表第12号左欄の(1)を次のように改める。

(1) 法第9条第1項の規定による鳥獣捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可（鳥獣による生活環境、農林水産業若しくは生態系に係る被害防止の目的でかすみ網を使用する方法以外の猟法を用いて鳥獣（ツキノワグマを除く。）の捕獲等をしようとする場合若しくは鳥類の卵の採取等をしようとする場合、法第7条第2項第5号に掲げる特定鳥獣の数の調整の目的でイノシシの捕獲等をしようとする場合又は飼養の目的でかすみ網を使用する以外の猟法を用いてメジロの捕獲をしようとする場合に係るものに限る。）

第2条の表第12号左欄の(6)中「第9条第12項」を「第9条第13項」に改め、同欄の(24)中「第7条第10項若しくは第11項」を「第7条第11項若しくは第12項」に改め、同表第18号右欄を次のように改める。

(1)、(2)及び(4)に係る事務にあっては松江市、(3)に係る事務にあっては松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、江津市、飯南町、川本町、津和野町及び海士町

第2条の表第23号左欄中(51)を(64)とし、(46)から(50)までを(59)から(63)までとし、(45)を削り、(44)を(57)とし、(57)の次に次のように加える。

(58) 政令第3条の規定による事業計画又は規準の縦覧についての公告

第2条の表第23号左欄中(43)を(52)とし、(52)の次に次のように加える。

(53) 法第125条の2第1項又は第2項の規定による事業又は会計の状況の検査

- 54) 法第125条の2第3項の規定による必要な措置の命令
- 55) 法第125条の2第4項の規定による施行についての認可の取消し
- 56) 法第125条の2第5項の規定による認可の取消しの公告

第2条の表第23号左欄中(42)を(51)とし、(35)から(41)までを(44)から(50)までとし、同欄の(34)中「第123条」を「第123条第1項」に改め、同欄の(34)を同欄の(43)とし、同欄の(33)中「(32)」を「(41)」に改め、同欄中(33)を(42)とし、(32)を(41)とし、(31)を(40)とし、同欄の(30)中「及び組合」を「、組合及び区画整理会社」に、「(31)から(34)まで及び(43)」を「(40)から(43)まで、(57)及び(58)」に改め、同欄中(30)を(39)とし、(25)から(29)までを(34)から(38)までとし、(24)を(25)とし、(25)の次に次のように加える。

- 26) 法第51条の2第1項の規定による土地区画整理事業の施行の認可
- 27) 法第51条の8第1項の規定による規準及び事業計画の縦覧の指示（同条第3項の規定による規準及び事業計画の修正に係る部分に係るものを含む。）
- 28) 法第51条の8第2項の規定による意見書の受理
- 29) 法第51条の8第3項の規定による意見書の内容の審査並びに規準及び事業計画の修正の命令又は意見書の不採択の通知

- 30) 法第51条の9第3項の規定による施行者の名称等の公告及び図書の送付
- 31) 法第51条の10第1項の規定による規準又は事業計画の変更の認可
- 32) 法第51条の11第1項の規定による合併若しくは分割又は譲渡及び譲受けの認可
- 33) 法第51条の13第1項の規定による廃止又は終了の認可

第2条の表第23号左欄中(23)を(24)とし、(17)から(22)までを(18)から(23)までとし、(16)の次に次のように加える。

- 17) 法第28条第8項の規定による事業報告書、収支決算書及び財産目録の受理

第2条の表第23号右欄中「(24)まで及び(30)から(51)までに係る事務」を「(16)まで、(18)から(25)まで、(44)から(52)まで及び(59)から(64)までに係る事務並びに(39)から(43)まで、(57)及び(58)に係る事務（個人施行者又は組合に係るものに限る。）」に、「及び益田市」を「、益田市及び雲南市」に、「(25)から(29)」を「(17)、(26)から(33)まで及び(53)から(56)までに係る事務並びに(39)から(43)まで、(57)及び(58)に係る事務（区画整理会社に係るものに限る。）」にあっては松江市、益田市及び雲南市、(34)から(38)」に改め、同表第24号左欄の(2)中「又は第38条第2項」を「、第38条第2項、第50条の2第2項又は第50条の12第2項」に改め、同欄の(13)中「第38条第2項」の次に「又は第50条の9第2項」を加え、同欄中(62)を(73)とし、(55)から(61)までを(66)から(72)までとし、同欄の(54)中「第133条」を「第133条第1項」に改め、同欄中(54)を(65)とし、(53)を(60)とし、(60)の次に次のように加える。

- 61) 法第125条の2第1項又は第2項の規定による事業又は会計の状況の検査
- 62) 法第125条の2第3項の規定による処分取消し、変更若しくは停止又は工事の中止若しくは変更その他必要な措置の命令
- 63) 法第125条の2第4項の規定による施行についての認可の取消し
- 64) 法第125条の2第5項の規定による認可の取消しの公告

第2条の表第24号左欄中(52)を(59)とし、(45)から(51)までを(52)から(58)までとし、同欄の(44)中「第124条第2項」を「第124条第3項」に改め、同欄中(44)を(51)とし、(35)から(43)までを(42)から(50)までとし、同欄の(34)中「又は組合」を「、組合又は再開発会社」に、「(35)から(37)まで、(44)、(54)及び(62)」を「(42)から(51)まで、(65)及び(73)」に改め、同欄中(34)を(41)とし、(25)から(33)までを(32)から(40)までとし、(24)を(25)とし、(25)の次に次のように加える。

- 26) 法第50条の2第1項の規定による施行の認可
- 27) 法第50条の8第1項（法第50条の9第2項、第50条の12第2項又は第50条の15第2項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び図書の送付
- 28) 法第50条の9第1項の規定による規準又は事業計画の変更の認可
- 29) 法第50条の12第1項の規定による合併若しくは分割又は譲渡及び譲受の認可
- 30) 法第50条の14第1項の規定による審査委員の選任の承認
- 31) 法第50条の15第1項の規定による終了の認可

第2条の表第24号左欄中(23)を(24)とし、(19)から(22)までを(20)から(23)までとし、(18)の次に次のように加える。

(19) 法第27条第7項の規定による事業報告書、収支決算書及び財産目録の受理

第2条の表第24号右欄を次のように改める。

(1)、(3)から(12)まで、(14)から(25)まで、(32)から(40)まで、(52)から(60)まで及び(66)から(72)までに係る事務並びに(2)、(13)、(41)から(51)まで、(65)及び(73)に係る事務（個人施行者又は組合に係るものに限る。）にあっては松江市及び益田市、(2)、(13)、(41)から(51)まで、(65)及び(73)に係る事務（再開発会社に係るものに限る。）並びに(26)から(31)まで及び(61)から(64)までに係る事務にあっては、益田市

第2条の表第28号左欄中(2)を(9)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 法第35条第3項の規定による児童福祉施設の設置の届出の受理（保育所及び児童厚生施設に係るものに限る。(3)から(8)まで、(10)及び(20)から(22)までにおいて同じ。）

(3) 法第35条第4項の規定による児童福祉施設の設置の認可

(4) 法第35条第6項の規定による児童福祉施設の廃止又は休止の届出の受理

(5) 法第35条第7項の規定による児童福祉施設の廃止又は休止の承認

(6) 法第46条第1項の規定による報告の徴収又は質問若しくは立入検査

(7) 法第46条第3項の規定による改善の勧告又は命令

(8) 法第46条第4項の規定による事業の停止の命令

第2条の表第28号左欄に次のように加える。

(10) 法第58条の規定による児童福祉施設の設置の認可の取消し

(11) 法第59条第1項の規定による報告の徴収又は立入調査若しくは質問（法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設に係るものに限る。(12)から(14)までにおいて同じ。）

(12) 法第59条第3項の規定による改善その他の勧告

(13) 法第59条第4項の規定による勧告に従わなかった旨の公表

(14) 法第59条第5項の規定による事業の停止又は施設の閉鎖の命令

(15) 法第59条の2第1項の規定による事業の開始の届出の受理

(16) 法第59条の2第2項の規定による変更又は事業の廃止若しくは休止の届出の受理

(17) 法第59条の2第3項の規定による届出に係る事項の通知

(18) 法第59条の2の5第1項の規定による施設の運営の状況の報告の受理

(19) 法第59条の2の5第2項の規定による施設の運営の状況等の通知及び公表

(20) 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下この号において「省令」という。）第37条第4項の規定による変更の届出の受理

(21) 省令第37条第5項の規定による変更の届出の受理

(22) 省令第37条第6項の規定による変更の届出の受理

第2条の表第28号右欄を次のように改める。

(1)及び(9)に係る事務並びに(2)、(4)、(6)から(8)まで、(20)及び(21)に係る事務（法第35条第3項の規定により設置される保育所に係るものに限る。）にあっては松江市、(2)から(8)まで、(10)及び(20)から(22)までに係る事務（児童厚生施設に係るものに限る。）にあっては松江市、雲南市及び海士町、(3)、(5)から(8)まで、(10)、(21)及び(22)に係る事務（同条第4項の規定により設置される保育所に係るものに限る。）並びに(11)から(19)までに係る事務にあっては松江市及び海士町

第2条の表第30号右欄中「飯南町、邑南町」を「雲南市、飯南町、邑南町、津和野町」に改め、同表第31号右欄中「飯南町」の次に「、川本町」を加え、同表第32号右欄及び第33号右欄中「松江市」の次に「、益田市及び安来市」を加え、同表第35号右欄を次のように改める。

松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、江津市、飯南町、川本町、津和野町及び海士町

第 2 条の表に次の 5 号を加える。

<p>36 旅券法（昭和26年法律第267号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（急を要する場合その他の規則で定める場合に係るものを除く。）</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 法第 3 条第 1 項の規定による一般旅券の発給の申請の受理 (2) 法第 3 条第 2 項ただし書の規定による申請者の身分上の事実の確認 (3) 法第 3 条第 2 項第 2 号の規定による申請者の身分上の事実が明らかであることの認定 (4) 法第 3 条第 3 項（法第 9 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による確認及び書類の提示又は提出の要求 (5) 法第 8 条第 1 項（法第 9 条第 3 項、第10条第 4 項及び第12条第 3 項において準用する場合を含む。）又は第 3 項の規定による一般旅券の交付 (6) 法第 9 条第 1 項の規定による渡航先の追加の申請の受理 (7) 法第10条第 1 項ただし書の規定による一般旅券の記載事項の訂正の申請の受理 (8) 法第12条第 1 項の規定による一般旅券の査証欄の増補の申請の受理 (9) 法第17条第 1 項の規定による一般旅券の紛失又は焼失の届出の受理 (10) 法第17条第 3 項の規定による確認及び書類の提示又は提出の要求 (11) 法第19条第 5 項の規定による一般旅券の返納の受理 (12) 法第19条第 6 項の規定による返納を受けた一般旅券の還付 (13) 旅券法施行規則（平成元年外務省令第11号）第 3 条第 1 項の規定による申請者が出頭しない場合の申請の申出の受理 (14) 旅券法施行規則第 3 条第 2 項の規定による確認及び書類又は資料の提示又は提出の要求 	<p>浜田市、出雲市、益田市、江津市、飯南町、津和野町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫村及び隠岐の島町</p>
<p>37 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 法第31条第 1 項の規定による社会福祉法人（保育所を経営する事業のみを行うものであって、その主たる事務所の所在する市町村の区域のみで事業を行うものに限る。以下この号において同じ。）の定款の認可 (2) 法第40条第 3 号に規定する社会福祉法人の監事からの報告の受理 (3) 法第43条第 1 項の規定による社会福祉法人の定款の変更の認可 (4) 法第43条第 3 項の規定による社会福祉法人の定款の変更の届出の受理 (5) 法第45条において準用する民法第56条の規定による社会福祉法人の仮理事の選任 (6) 法第45条において準用する民法第57条の規定による社会福祉法人の特別代理人の選任 (7) 法第46条第 2 項の規定による社会福祉法人の解散の認可又は認定 (8) 法第46条第 3 項の規定による社会福祉法人の清算人からの解散の届出の受理 (9) 法第49条第 2 項の規定による社会福祉法人の合併の認可 (10) 法第55条第 1 項において準用する民法第77条第 2 項の規定による社会福祉法人の清算人の氏名及び住所の届出の受理 	<p>(1)から(17)まで及び(20)から(25)までに係る事務にあつては松江市、(18)及び(19)に係る事務にあつては松江市、出雲市、雲南市及び海士町</p>

- (11) 法第55条第 1 項において準用する民法第83条の規定による社会福祉法人の清算結了の届出の受理
- (12) 法第56条第 1 項の規定による社会福祉法人からの業務又は会計の状況に関する報告の徴収又は社会福祉法人の業務及び財産の状況の検査
- (13) 法第56条第 2 項の規定による社会福祉法人に対する措置命令
- (14) 法第56条第 3 項の規定による社会福祉法人に対する業務の全部若しくは一部の停止の命令又は役員解職の勧告
- (15) 法第56条第 4 項の規定による社会福祉法人に対する解散命令
- (16) 法第56条第 5 項の規定による社会福祉法人に対する弁明の機会の付与
- (17) 法第59条第 1 項の規定による社会福祉法人の事業の概要等の届出の受理
- (18) 法第69条第 1 項の規定による第二種社会福祉事業の開始の届出の受理（放課後児童健全育成事業に係るものに限る。(19)において同じ。）
- (19) 法第69条第 2 項の規定による第二種社会福祉事業の変更又は廃止の届出の受理
- (20) 法第72条第 2 項の規定による経営の制限、停止の命令又は認可の取消し（社会福祉法人に係るものに限る。）
- (21) 法第73条第 1 項の規定による社会福祉事業を営み、又は営もうとする者に対する寄附金の募集の許可（その主たる事務所の所在する市町村の区域のみで寄附金を募集しようとする社会福祉法人（社会福祉法人を設立しようとする者を含む。）に係るものに限る。）
- (22) 法第73条第 2 項の規定による寄附金の募集の許可に係る条件の付与（(21)に規定する許可に係るものに限る。(23)において同じ。）
- (23) 法第73条第 3 項の規定による寄附金を募集した者からの募集の結果の報告の受理
- (24) 社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）第 2 条第 3 項の規定による社会福祉法人に対する書類の提出の要求
- (25) 社会福祉法施行規則第 2 条第 4 項の規定による社会福祉法人からの報告の受理

- 38 農業協同組合法（昭和22年法律第132号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（農事組合法人（その地区が 2 以上の市町村の区域にわたるものを除く。）に係るものに限る。）
- (1) 法第72条の13第 2 項の規定による定款の変更の届出の受理
 - (2) 法第72条の16第 4 項の規定による成立の届出の受理
 - (3) 法第72条の17第 2 項の規定による解散の届出の受理
 - (4) 法第72条の18第 3 項の規定による合併の届出の受理
 - (5) 法第73条第 2 項において準用する民法第56条の規定による仮理事の選任
 - (6) 法第73条第 4 項において準用する民法第83条の規定による清算結了の届出の受理
 - (7) 法第73条第 5 項の規定による意見の陳述及び調査
 - (8) 法第73条第 6 項の規定による意見の陳述
 - (9) 法第73条の12の規定による組織変更の届出の受理
 - (10) 法第89条第 2 項の規定による解散の登記の嘱託
 - (11) 法第93条第 1 項の規定による報告の徴収又は資料の提出の命令
 - (12) 法第94条第 2 項の規定による業務又は会計の状況の検査

飯南町

<ul style="list-style-type: none"> (13) 法第95条第 1 項の規定による必要な措置をとるべき旨の命令 (14) 法第95条第 2 項の規定による業務の全部若しくは一部の停止又は役員の変更の命令 (15) 法第95条の 2 の規定による解散命令 (16) 法第95条の 3 第 1 項の規定による解散命令の要旨の官報への掲載 	
<p>39 商工会議所法（昭和28年法律第143号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（その地区が 2 以上の市町村の区域にわたる商工会議所に係るものを除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 法第 7 条第 2 項第 1 号又は第 2 号の規定による特定商工業者の該当基準の許可 (2) 法第10条第 2 項の規定による商工業者法定台帳の作成期間の延長 (3) 法第10条第 3 項の規定による商工業者法定台帳の作成期間の延長の通知 (4) 法第12条第 1 項の規定による特定商工業者に対する負担金の賦課の許可 (5) 法第46条第 2 項の規定による定款の変更の認可 (6) 法第46条第 4 項において準用する法第28条の規定による認可又は不認可の通知 (7) 法第57条の規定による報告の受理 (8) 法第58条第 1 項の規定による報告の徴収又は検査 (9) 法第59条第 1 項の規定による警告又は業務の一部の停止 (10) 法第59条第 4 項の規定による知事及び日本商工会議所からの意見の聴取 (11) 商工会議所法施行令（昭和28年政令第315号）第 7 条第 2 項の規定による経済産業大臣への報告 	出雲市及び益田市
<p>40 商工会法（昭和35年法律第89号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（その地区が 2 以上の市町村の区域にわたる商工会に係るものを除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 法第23条第 1 項の規定による設立の認可 (2) 法第23条第 3 項（法第44条第 4 項（法第48条第 5 項において準用する場合を含む。）又は第52条の 2 第 5 項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取 (3) 法第24条（法第44条第 4 項（法第48条第 5 項において準用する場合を含む。））、第52条の 2 第 5 項又は第54条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による認可又は不認可の通知 (4) 法第42条第 5 項（法第48条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定による臨時総会の招集の承認 (5) 法第44条第 2 項（法第48条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定による定款の変更の認可 (6) 法第49条の規定による決算関係書類の受理 (7) 法第50条第 1 項の規定による報告の徴収又は立入検査 (8) 法第51条第 1 項の規定による警告又は業務の一部の停止若しくは設立の認可の取消し (9) 法第51条第 2 項の規定による警告又は設立の認可の取消し (10) 法第51条第 3 項の規定による地区の変更又は解散の勧告 (11) 法第51条第 4 項の規定による設立の認可の取消し (12) 法第51条第 5 項の規定による意見の聴取 	出雲市

(13) 法第52条第2項の規定による解散の届出の受理	
(14) 法第52条の2第2項の規定による合併の認可	
(15) 法第53条の規定による清算人の選任	
(16) 法第54条第1項及び第2項の規定による財産処分の方法の認可	
(17) 法第55条において準用する民法第83条の規定による清算結了の届出の受理	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第2条の表第8号の改正規定及び同表第12号の改正規定(同号左欄の(6)及び(24)に係る部分に限る。)は公布の日から、同表第31号の改正規定、同表に5号を加える改正規定(同表第36号に係る部分(浜田市、益田市、江津市、津和野町及び吉賀町に係る部分に限る。))に限る。)並びに附則第4項及び第6項の規定は平成20年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際次の表の左欄に掲げる法律に基づき知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下この項、次項及び附則第5項において「施行日」という。)前に同欄に掲げる法律に基づき知事に対してなされた申請その他の行為のうち、同表の中欄に掲げる事務で施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町村長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における同表の左欄に掲げる法律の適用については、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村長のした処分その他の行為又は同欄に掲げる市町村長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

水道法(昭和32年法律第177号)	この条例による改正後の知事の権限に属する事務の処 理の特例に関する条例(以下「改正後の条例」とい う。)第2条の表第11号左欄に掲げる事務	松江市長、益田市長、雲南 市長、川本町長
租税特別措置法(昭和32年法 律第26号)	改正後の条例第2条の表第18号左欄に掲げる事務	浜田市長、出雲市長、益田 市長、大田市長、江津市 長、飯南町長、川本町長、 津和野町長、海士町長
土地区画整理法(昭和29年法 律第119号)	改正後の条例第2条の表第23号左欄に掲げる事務	松江市長、益田市長、雲南 市長
都市再開発法(昭和44年法律 第38号)	改正後の条例第2条の表第24号左欄に掲げる事務	益田市長
児童福祉法(昭和22年法律第 164号)	改正後の条例第2条の表第28号左欄に掲げる事務	松江市長、雲南市長、海士 町長
森林法(昭和26年法律第249 号)	改正後の条例第2条の表第30号左欄に掲げる事務	雲南市長、津和野町長
特定非営利活動促進法(平成 10年法律第7号)	改正後の条例第2条の表第35号左欄に掲げる事務	浜田市長、出雲市長、益田 市長、大田市長、江津市 長、飯南町長、川本町長、 津和野町長、海士町長
社会福祉法(昭和26年法律第 45号)	改正後の条例第2条の表第37号左欄に掲げる事務	松江市長、出雲市長、雲南 市長、海士町長
農業協同組合法(昭和22年法 律第132号)	改正後の条例第2条の表第38号左欄に掲げる事務	飯南町長

商工会議所法（昭和28年法律第143号）	改正後の条例第 2 条の表第39号左欄に掲げる事務	出雲市長、益田市長
商工会法（昭和35年法律第89号）	改正後の条例第 2 条の表第40号左欄に掲げる事務	出雲市長

- 3 改正後の条例第 2 条の表第12号の規定は、施行日以後に鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づきなされた申請その他の行為に係る事務の処理について適用し、施行日前に同法に基づきなされた申請その他の行為に係る事務の処理については、なお従前の例による。
- 4 第 2 条の表第31号の改正規定の施行の際改正後の条例第 2 条の表第31号左欄に掲げる事務に係る農地法（昭和27年法律第229号）に基づき知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は当該改正規定の施行の日前に同法に基づき知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては川本町長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における同法の適用については、川本町長のした処分その他の行為又は川本町長に対してなされた申請その他の行為とみなす。
- 5 改正後の条例第 2 条の表第36号の規定（出雲市、飯南町、海士町、西ノ島町、知夫村及び隠岐の島町に係る部分に限る。）は、施行日以後に旅券法（昭和26年法律第267号）に基づきなされた申請その他の行為に係る事務の処理について適用する。
- 6 改正後の条例第 2 条の表第36号の規定（浜田市、益田市、江津市、津和野町及び吉賀町に係る部分に限る。）は、第 2 条の表に 5 号を加える改正規定（同表第36号に係る部分（浜田市、益田市、江津市、津和野町及び吉賀町に係る部分に限る。）に限る。）の施行の日以後に旅券法に基づきなされた申請その他の行為に係る事務の処理について適用する。

公害に係る紛争処理の手續に要する費用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年12月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第80号

公害に係る紛争処理の手續に要する費用等に関する条例の一部を改正する条例

公害に係る紛争処理の手續に要する費用等に関する条例（昭和45年島根県条例第41号）の一部を次のように改正する。
第 3 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、法第36条第 1 項の規定により調停が打ち切れ、又は同条第 2 項の規定により当該調停が打ち切られたものとみなされた事件につきその旨の通知を受けた日から 2 週間以内に当該調停の申請人又は参加人からされた仲裁の申請については、同表により算出した額から当該調停の申請又は当該調停の手續への参加の申立てについて納めた手数料の額を控除した額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年12月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第81号

島根県営住宅条例の一部を改正する条例

島根県営住宅条例（昭和34年島根県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「入居者は」の次に「、その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。第22条第1項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者で」を加え、「具備する者」を「具備するもの」に改める。

第11条に次の1項を加える。

5 知事は、承認申請者が暴力団員であるとき（同居する者が該当する場合を含む。）は、第1項の承認をしてはならない。

第22条に次の1項を加える。

2 知事は、入居者が同居させようとする者が暴力団員であるときは、前項の承認をしてはならない。

第30条第1項を次のように改める。

知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、入居者に対し県営住宅の明渡しを請求することができる。

- (1) 入居者が不正の行為によって入居したとき。
- (2) 入居者が家賃を3月以上滞納したとき。
- (3) 入居者が正当な事由によらないで引き続き15日以上県営住宅を生活の本拠として使用しないとき。
- (4) 入居者が県営住宅又は共同施設を故意にき損したとき。
- (5) 入居者が第11条第1項若しくは第2項、第18条第1項、第19条から第21条の3まで又は第22条第1項の規定に違反したとき。
- (6) 入居者が正当な理由によらないで第68条第1項の規定に基づく県営住宅の立入検査を拒んだとき。
- (7) 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。
- (8) 県営住宅の借上げの期間が満了するとき。
- (9) 知事が住宅の管理上必要があると認めるとき。

第30条第4項及び第48条第1項第5号中「第6号」を「第7号」に改める。

別表中「渡津団地」を「^{渡津団地}江津中央団地」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、規則で定める日から施行する。

島根県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年12月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第82号

島根県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

島根県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年島根県条例第61号）の一部を次のように改正する。

別表島根県立湖陵病院の項を次のように改める。

島根県立こころの医療センター	出雲市	精神科、神経内科、心療内科	精神病床 242
----------------	-----	---------------	----------

附 則

この条例は、平成20年2月1日から施行する。

議会の議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年12月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第83号

議会の議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の報酬の特例に関する条例（平成14年島根県条例第50号）の一部を次のように改正する。

「平成20年3月31日」を「平成21年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

